

北九州市危機管理基本指針の概要

1. 北九州市危機管理基本指針の位置づけ

平成18年に作成した基本指針は、本市における危機管理に関して統一した組織や体制、対応方針を示し、組織的かつ的確に危機管理を確立するため、本市が自ら定めた基本方針とする。



2. 危機の特性を想定した危機管理

危機管理の範囲は、感染症等の社会的な事象へと広がっているため、あらゆる危機に対応できるような危機を4つに分類し、その特性や対策を想定して迅速な対応を図ることとする。

地域 事 態	被害・被災地域が 特定されている場合	被害・被災地域が 広域又は不特定な場合
事 態（原因）把握が <u>可 能</u> な 場 合	カテゴリー：1 〔例：航空機・鉄道の事故 土砂崩れ等の自然災害〕	カテゴリー：2 〔例：大規模な停電等の事故 地震等の自然災害〕
事 態（原因）把握が <u>不 可 能</u> な 場 合	カテゴリー：3 〔例：地下鉄サリン事件 水道水による集団感染〕	カテゴリー：4 〔例：SARS等の感染症 食物への異物混入事件〕

3. 危機レベルと組織体制

危機レベルを従来の数字に替えて、色で示すことにより理解しやすくし、初期レベルから体制を敷くことにしている。

危機レベル	基 準	組織体制
黄（イエロー）	危機発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	連絡調整会議
橙（オレンジ）	危機発生のおそれがあり、厳重な警戒や事前対策が必要なとき	危機警戒本部
赤（レッド）	危機が発生したとき、又は危機が生じるおそれが切迫したとき	危機対策本部

4. 役割と責任

危機管理における責任体制について、次表のとおり定めている。

市 長	危機管理者	市における危機管理の最高責任者
副 市 長	副危機管理者	危機管理者の補佐
危機管理監	危機管理監	危機管理の総合調整
危機管理室長	副危機管理監	危機管理監の補佐
局・区・室長	局・区危機管理責任者	所管する事案における危機管理の統括
総務担当部長	局・区・室副危機管理責任者	局・区危機管理責任者の補佐
総務担当課長	局・区・室危機管理補助者	局・区・室における危機管理の調整・連絡

5. 迅速かつ的確な危機管理の仕組みづくり

(1) 危機管理マニュアルの整備

想定される危機に対する危機管理マニュアルを作成するとともに、既に作成しているマニュアルについても修正や見直し等の再整備を図ることとする。

■危機管理マニュアル作成の支援と進捗管理の仕組み
 マニュアル整備の対象事案を示し、作成や見直しのためのガイドラインを示す。
 副危機管理者（副市長）がマニュアル担当局を指定して、作成や見直しを指示し、作成や見直しに際しては危機管理監と事前協議をおこなう。

(2) 関係機関及び専門機関との連携体制の構築

危機管理は、市だけでは的確な判断ができないこともあるため、専門的な知識や経験を有する専門家等と連携を図り、危機管理について、助言・指導等を受けられる体制を構築する。

(3) 被災者の生活支援、社会生活の安定に対する取り組み

被災者の生活支援（心のケア等も含む）、都市機能の回復及び地域経済の復興支援を講じ、市民生活の早期安定と自力復興の促進に努めることとする。

(4) 再発防止策の取り組み

危機管理の収束後、危機管理の検証のための会議を開催し、検証結果により随時計画の見直しを図ることを義務づけることとする。